

ひとり暮らし高齢者へ、週1回の訪問を実施

介護保険の地域支援事業として、一人暮らし老人等見守り事業を今年度から新たに始めました。

この事業は、定期的な訪問を通じて一人暮らしの高齢者等の健康状態の急激な悪化を予防することを目的とした安否確認の事業で、本人負担なしで実施されています。このサービスの利用者数は4月で53名、5月では87名であり、社協のヘルパー6名が定期的に訪問を行っています。

基本的には週1回の訪問ですが、高齢者は、種々のサービスを利用している場合が多く、同じ週に他のサービスや民生委員による訪問と重なる場合がありますので、個々の状況を把握し、利用者が実質的に週1回の訪問を受けられるよう、調整を行っています。

**第3セクターの経営状況
ふるさと交流センターは
10月末で入浴・食堂部門
廃止へ**

町が出資している第3セクターの経営状況については、まず、ハタハタの里観光事業

株式会社平成18年度の決算状況等についてご報告いたします。

5月21日の株主総会でその内容について説明し、承認されていますが、損益では、あきた白神体験センターとハタハタ館の工事等のため客足が落ち込んだこと、更には、1月15日から2か月半全面休業したこと、当期の決算は、1044万円の損失を計上しています。

ハタハタ館の営業については、4月から温泉、レストラン、売店部門を、5月から宴会部門を行っています。この2カ月間の入浴利用者は、27,672人で前年に比較して42%増、売上額において



リニューアルしたハタハタ館大浴場

は、2200万円で前年対比35%増となり、リニューアル効果が現れています。引き続きこの好調を維持できるように努めていきます。

有限会社峰浜培養については、5月25日に社員総会を行い、平成18年度の損益では、1487万円の損失となっています。

この要因としては、導入した種菌ホダの不良によるもので、出荷本数は138万本と計画本数に対して82%に留まっています。このため、新年度においては、種菌供給業者、JA秋田やまもと及び生産農家との連携を強化し、良質ホダの培養と計画配荷により生産農家が目標収量を達成できるように努めていきます。

また、株式会社ポンポコ山の株主総会は、5月25日に開催しましたが、決算状況については、人件費等の見直しから、31万円の利益を計上しています。株主総会では、経営の改善策についても協議しましたが、施設の老朽化が著しく、改修したとしても町からの委託料なしでは運営が困難なこと、運営の見直しは止むを得ないものとし、その対応に関しては、町に一任す



運営の見直しが図られるふるさと交流センター

**6月議会定例会に
提出した主な議案**

■八峰町環境基本条例制定について

■八峰町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

■八峰町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

■八峰町長寿祝い金等支給条例の一部を改正する条例制定について

■一般会計補正予算
6829万6千円を追加するもの
主な歳出
新エネルギービジョン策定等調査委託、庁舎建設用地の土地取得費、後期高齢者医療システム導入委託、保育所運営委託

ハタハタ館及びふるさと交流センターに関しては、今後とも、より一層の営業強化と経営の合理化を推進し、来訪者のニーズに応じたサービスの提供から、お客様に親しまれる施設となるよう努力してまいります。

**新しい高齢者の医療制度
後期高齢者医療制度がはじまります！**

これまでは、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の方は国保や健保組合などの医療保険制度に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月から新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

後期高齢者医療制度のポイント

- ・新しい高齢者の医療制度は平成20年4月から始まります。
- ・制度の運営は秋田県のすべての市町村が加入する「広域連合」が行います。
- ・後期高齢者の医療にかかる費用のうち1割を高齢者のみなさんから保険料として納めていただきます。

後期高齢者医療制度の被保険者になる人

- ・広域連合内（秋田県）に住む75歳以上の人は全て後期高齢者医療制度の被保険者となります。
- ・65歳以上で一定以上の障害がある人（概ね身体障害者手帳3級以上）
- ・75歳の誕生日から被保険者となります。
- ・被保険者には、新しい高齢者医療

制度独自の保険証を一人に1枚交付します。

後期高齢者医療にかかる保険料について

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、みなさんが医療機関で支払う窓口負担を除いた分を、公費（国、県、市町村）で5割を負担、現役世代の支援（75歳未満の方の保険料）で4割を負担、残りの1割を高齢者のみなさんから保険料として納めていただきます。

保険料及び納付方法等について

・保険料は被保険者全員が人数割りで負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。所得額に応じて保険料が軽減されます。

・健康保険組合などの被扶養者で、これまで保険料を負担していなかった人も保険料を負担することになります。ただし、2年間は保険料の均等割額が5割軽減されます。・年額18万円以上の年金を受け取っている場合は、年金から保険料が天引きされます。

満たない場合は、納付書で市町村に納めることとなります。

今までの老人保健制度との変更点

Q お医者さんにかかる時の窓口負担は？

A 老人保健で医療を受けるときと同じです。一般の人は1割負担、現役並みの所得者の場合は3割負担。

Q 保険料の負担は？

A 老人医療制度にはなかった保険料を納めることとなります。今まで自分で保険料を払っていなかった健康保険組合などの被扶養者も保険料を負担します。

Q 現在加入している医療制度はそのままですか？

A 75歳以上の人は全て、今加入している国保や健康保険組合等から離れて、この新しい制度の被保険者となります。

Q 受けられる給付は変わりませんか？

A 老人保健制度で受けていたときの同様の給付が受けられます。

後期高齢者制度については、今後随時おしらせする予定です。

一人当たりの保険料見込額については秋田県全市町村のデータが集計されてから試算されますので決まり次第、お知らせいたします。

八峰町障害福祉法指定店 各眼科処方箋取扱店
補聴器・メガネ・時計・宝石・はんこ・ゴム印

吉田時計メガネ店

医療機器販売管理者 吉田 泰

八峰町八森字中浜15-2 電話:77-2034
ご自宅まで伺いします。お気軽にどうぞ

皆川薬局

どちらの処方せんでもお受けします。

薬剤師 皆川 鉄治・皆川 真実

八峰町峰浜沢目駅前 TEL.76-2052・FAX.76-2199
営業時間 7:00~20:00/休業日 日曜日・祝祭日